

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供して行う提案の審査に関する基準

平成29年5月30日
学長裁定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学保有個人情報保護規程（平成17年規程第6号。以下「規程」という。）第31条の規定に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供して行う提案に関する基準について次のとおり定める。

- 1 提案をした者が、次に掲げる各号の欠格事由のいずれにも該当しないこと。（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第114条第1項第1号）
 - イ 未成年者
 - ロ 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）に規定する精神の機能の障害により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ニ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ホ 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - ヘ 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。（法第114条第1項第2号、規則第56条）
- 3 提案に係る行政機関等匿名加工情報の作成に用いるための加工の方法が、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学個人情報管理規程（平成17年規程第5号）第33条に定める本学における行政機関等匿名加工情報の作成に

関する基準に適合するものであること。(法第114条第1項第3号)

- 4 提案に係る事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。(法第114条第1項第4号)
- 5 提案に係る行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする期間が、その事業並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法からみて必要な期間を超えないものであること。(法第114条第1項第5号、規則第57条)
- 6 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用の目的及び方法並びに漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が、当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。(法第114条第1項第6号)
- 7 本学が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に、本学の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさないものであること。(法第114条第1項第7号、規則第58条)

附 則

この基準は、平成29年5月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年9月14日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。